

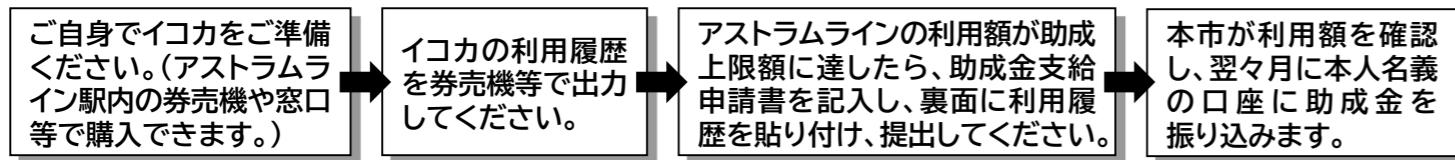
アストラムラインの利用助成について

令和7年3月29日でのパスピー廃止に伴い、モビリーディズ・イコカの利用助成を3月30日から開始できるよう現在準備を進めているところですが、アストラムラインでのパスピーの取扱いが先行して令和6年11月末で終了するため、新たな助成方法の準備が完了するまでの間(令和6年12月1日～令和7年3月29日)は、アストラムラインの利用に対する助成を下表の②の方法により行います。

助成方法	助成期間	助成の流れ
①パスピー利用助成 ※利用実績の提出不要	～R6.11.30 ※バス等はR7.3.29まで	本市がパスピー裏面の識別番号により各交通事業者に利用実績を確認し、助成金を振込
②アストラムライン利用助成 ※利用実績の提出要	R6.12.1～R7.3.29	利用者本人から提出された助成金支給申請書及びイコカの利用履歴等を本市が確認し、助成金を振込
③モビリーディズ・イコカ利用助成 ※利用実績の提出不要	R7.3.30～	本市がICカード裏面の識別番号により各交通事業者に利用実績を確認し、助成金を振込(R7.1～2月頃に案内送付)

1 助成方法(令和6年12月1日～令和7年3月29日)

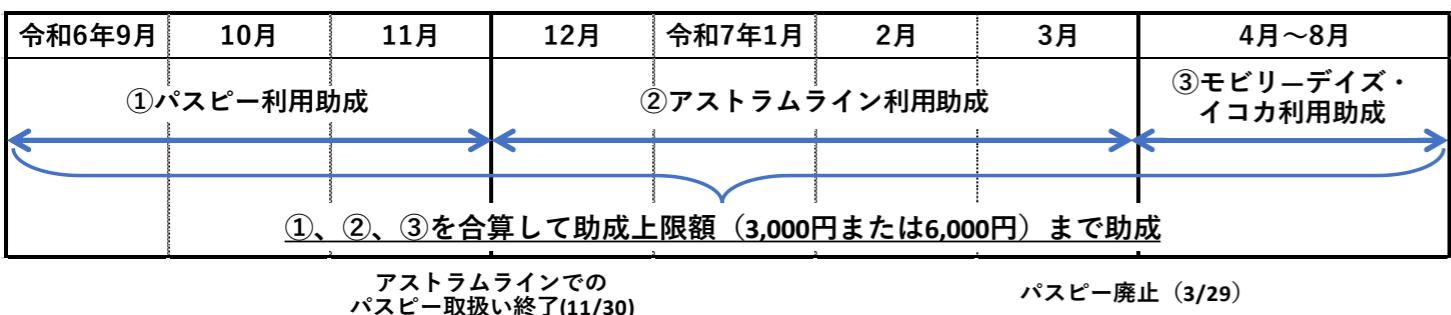
以下の方法でアストラムラインの利用実績を本市で確認し、助成金を振り込みます。



※アストラムライン以外での利用(JRやバス等での利用やお買い物)は助成対象外です(利用額から差し引きます。)。
※現金で切符を購入した領収書を提出されても助成できます。

なお、令和7年3月30日以降は助成方法が「モビリーディズ・イコカ利用助成」に切り替わりますので、
令和7年2月に届く変更申出書により再度お手続きをお願いします。

また、助成上限額に達しているかの確認は、下図の①、②、③を合算して行います。①の期間(～11月30日)中にパスピーの利用額が助成上限額に達した場合、②の助成金支給申請書の提出は不要です。



2 助成上限額

年齢	6歳未満		6歳以上12歳未満		12歳以上	
手帳の種別	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
助成額	本人	—	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	介護者	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	—
合計	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	6,000円	3,000円

※助成額は、令和6年9月1日時点の年齢及び手帳の種別で決定します。

3 アストラムラインで障害者割引を受ける方法

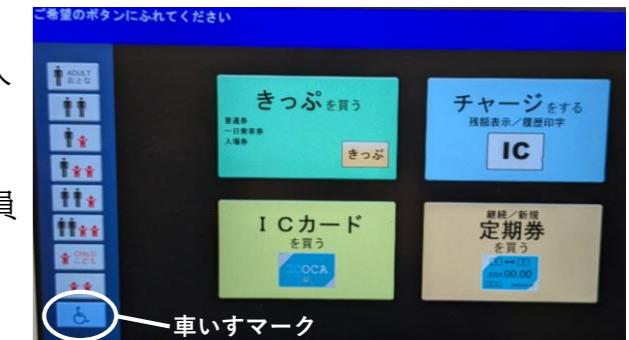
アストラムラインで障害者割引を受けるためには、①特定割引切符を購入、②特定割引回数券(11枚綴り)を購入の2通りの方法があります。

① 特定割引切符の購入方法

アストラムラインの自動券売機で切符を購入する際、購入画面左下の車いすマークを押し、金額が半額になったことを確認してイコカの残額または現金で購入してください。

※購入時に障害者手帳の提示は必要ありませんが、駅係員から提示の請求があった場合は提示してください。

※車いすマークのボタンは画面外の右下側にもあります。



② 特定割引回数券の購入方法

アストラムライン駅内の自動券売機で購入できますので、駅係員にお声かけの上、障害者手帳を提示してください。駅係員が券売機を操作し、専用の購入画面を表示します。なお、購入時に利用区間を指定していただきます。乗車駅は購入する駅で固定です。

駅係員が不在の場合は、呼び出しボタンまたはインターホンを押してください。他の駅の係員が遠隔操作により対応します。



4 アストラムラインの利用履歴の取得方法

① イコカの残額で購入する場合

購入後、イコカを自動券売機にセットし、画面のアイコンを「チャージをする 残額表示／履歴印字」→「履歴印字」の順に押してください。最大で20件までまとめて出力できます。

※最終利用から26週以降の利用履歴は出力できませんので、ご注意ください。

② 現金で購入する場合

購入時に画面の「領収書」アイコンを押すと、切符等と合わせて出力されます。

5 助成金支給申請書の提出方法

同封の助成金支給申請書に①住所、②氏名、③電話番号、④利用履歴・領収書の合計額(アストラムライン利用分のみ)、⑤振込先口座を記入し、裏面に利用履歴・領収書と通帳表紙裏面の写しを貼り付けて返信用封筒により提出してください。なお、振込先口座は年齢に関わらず本人名義のものに限ります。
※イコカにチャージした際の領収書は助成対象外ですので、貼り付けないでください。

6 問合せ先

●本助成に関するお問合せ先(手帳の種別により問合せ先が異なります。)

【身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方】

広島市健康福祉局障害福祉課 TEL:082-504-2147 FAX:082-504-2256

【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方】

広島市健康福祉局精神保健福祉課 TEL:082-504-2228 FAX:同上

●アストラムラインの利用方法に関するお問い合わせ

広島高速交通株式会社 TEL:082-830-3111 FAX:082-830-3114

